

国水下企第20号
国水下事第16号
令和元年7月18日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)
日本下水道事業団事業統括部長 殿
都市再生機構都市再生部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課長

下水道事業課長

下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について

下水道事業における安全対策の徹底に向けては、平成29年度に死亡事故多発を背景に非常事態を宣言し、その後、平成30年度に入り死亡事故が100日以上発生しなかったことから非常事態宣言を一旦解除したところです。しかしながら、安全対策については継続的な意識向上が重要であることから、今般、重点対策項目を決定し、更なる安全対策の取り組みを推進することとしました。

国土交通省にて、過去3か年（平成28～30年度）の下水道工事及び維持管理作業に係る事故原因等を分析した結果、死亡事故は墜落・転落によるものが最も多く、その全てで墜落制止用器具が未使用でした。また、高所・開口部の仮設材について、中さんや幅木が設置されていなかったり、作業床を設置せずに単管を足場にして作業を実施するなど、労働安全衛生規則に基づく安全対策が実施されず負傷事故等に至る事例が散見されました。これらを踏まえ、墜落転落事故防止を本年度の重点対策として取り組むこととします。

については、作業従事者の安全管理に対する意識向上を図り、安全帯など墜落制止用器具の着用・使用を徹底するとともに、適切な仮設材の設置・使用など、安全対策に万全を期するようお願いいたします。

また、墜落・転落事故の未然防止に向けた注意喚起ポスターを作成しましたので（別紙）、高所作業を伴う工事現場や維持管理作業員詰所等に掲示していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ポスターを掲示する期間は、当通知の発出日から令和2年3月31日を基本としますが、この期間を超えて掲示しても構いません。

なお、死亡事故が発生した場合は、引き続き国土交通省による個別ヒアリングを行い、再発防止策や今後の安全管理方針等の確認を行うことを申し添えます。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 マネジメント推進室 山本
TEL:03-5253-8430(内線 34237)

CAUTION!

墜落・転落による死亡事故多発

墜落制止用器具の着用・使用、
高所・開口部での適切な
仮設材の設置・使用の徹底を！！

- ・工事及び維持管理作業中の死亡事故は
約4割が墜落・転落による事故※
- ・過去3年間で起きた墜落・転落による死亡事故は
すべて墜落制止用器具が未使用※

※下水道部に報告があったH28～H30における工事及び維持管理作業中の死亡事故者数の集計結果より